

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
59	業界によっては、刑事事件等を起こした過失がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。従来、暴力団排除条約の制定等により暴力団の排除のための取組が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団に関与のある組合の認可を拒否したい。また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合への暴力団等排除規定への通知を求める。				【全国知事会】 公工事や民間官などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めらるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、両法に基づき設立された場合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の関与が行われる、組合員らによる経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。 引継ぎ中小企業と警視庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の法的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互に取組の機会に恵まれている事業を行う者」を必要としないことについて変更、これらの者の正当な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることと併せて、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の関与が行われ、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとする。
156	〇経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、事前に個人番号を取得する必要が求められるが、受取人に死亡者の個人番号を登録させないことにより、保険会社関係団体へ登録を引継ぎ行っていくていきます。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認している旨(住居の転居の旨)の請求が行われるため、マイナンバーの記入が無(とも保険会社が請求できることを明確化)していただきますようお願いいたします。〇加えて、市町村及び住民に対する出願要領に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の期間について御検討いただきますようお願いいたします。		【所沢市】 保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。 【伊勢市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各府県から引き続き要請をお願いしたい。 【江戸川区】 窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。この対応に引き続き、保険会社関係団体に対して、「保険等既加入者へ個人番号の提出を求めること」及び「死亡者の個人番号の提出が必須無(とも)に通知要領する」とを考案する。また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 〇 内閣府(番号制度担当)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件等での連携要請を整理していただきたい。 〇 総務省において、マイナンバー入り住民票の取扱い取組を進めつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものあり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が事前に周知できるよう所望していただきたい。 【住民基本台帳事務の住民票の写しの交付に係る請求者の規定の明確化】 〇 総務省において、死亡者のマイナンバーが短機との名寄せが必要となる理由を確認した上で、法整備に向け死亡者のマイナンバーの記入を要請していただきたい。 〇 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行うに当たってはマイナンバーが記載された住民票の取扱いに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるようしていただきたい。 〇 内閣府(番号制度担当)において、死亡者のマイナンバーを記録することについて、行政手続における死亡の個人を識別するための番号の取得等に際する法律の趣旨に照らしていただく。 〇 内閣府(番号制度担当)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】 〇 内閣府(番号制度担当)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステム情報提供ネットワークシステムの住民票からなる、同一住所の世帯以外に世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバー上の情報提供の範囲として限定できないよう措置すべきではないか。 〇 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所の全ての世帯情報にアクセスできず、直接個別の世帯情報を収集する必要がある。同一住所の全ての世帯情報にアクセスできず、直接個別の世帯情報を収集する必要がある。同一住所の全ての世帯情報にアクセスできず、直接個別の世帯情報を収集する必要がある。同一住所の全ての世帯情報にアクセスできず、直接個別の世帯情報を収集する必要がある。 〇 内閣府(番号制度担当)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の前提として表示されていることについて、マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。	〇 法上、立命館協約者の一団体の委託業務を担うべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号関係事務を委託して、保険金受取人及び保険契約者について、それぞれ本人に対しマイナンバーの提供を求めた上で、当該マイナンバーを支払調書に記載していただくこととなる。 〇 死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことがその旨、第一世帯の一の世帯であった場合に限られる。 〇 保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に於いて提供を求めなければならないことを踏まえ、同一世帯の死亡者、保険契約者のマイナンバーは、本来、生前に入力しておくべきものであると考える。 〇 保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に進められる際には、本人の同意を得る必要がある。本人の同意を得る必要がある。本人の同意を得る必要がある。本人の同意を得る必要がある。 〇 また、抱法以外の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係府庁に相談、検討したい。 〇 これらの対応がとられることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されるものとする。